

地方独立行政法人府中市病院機構職員退職手当規程

平成24年 4月 1日
改正 平成26年 3月31日
改正 令和 2年 6月 1日
改正 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常時勤務する職員(就業規則第2条第1項の規定による者。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当するものを含む。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)にその者の勤続期間及び退職事由に応じた別表第1に掲げる支給月数を乗じて得た額に、次条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

2 就業規則第21条の退職の勧奨の規定を受けて退職する者に対する退職手当の額は、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額にその者の勤務期間及び退職事由に応じた別表第1に掲げる支給月数を乗じて得た額に、次条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

3 勤続期間が24年以下の者で、職制の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職したものに対する退職手当の算定に用いる支給月数は、第1項の支給月数に5月以内で理事長が定める月数を加えたものとすることができる。

(退職手当の調整額)

第4条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の勤続期間（次条第5項に規定する在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の勤続期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万4,150円
- (2) 第2号区分 5万円
- (3) 第3号区分 4万5,850円
- (4) 第4号区分 4万1,700円
- (5) 第5号区分 3万3,350円
- (6) 第6号区分 2万5,000円
- (7) 第7号区分 2万850円
- (8) 第8号区分 1万6,700円
- (9) 第9号区分 0

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表第2で定める。

3 退職した者でその勤続期間が24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定に関わらず、次表の調整月額を用い、同項の規定を適用して計算した額とする。

勤続期間	調整月額
5年未満	・職員の区分にかかわらず0円
5年以上10年未満	・第1項第1号から第6号までに掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額の2分の1に相当する額 ・第1項第7号から第9号までに掲げる職員の区分にあつては0円
10年以上15年未満	・第1項各号に定める額の2分の1に相当する額
15年以上24年以下	・第1項各号に定める額

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤続期間の計算）

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した

日の属する月までの月数による。

- 3 職員が退職した場合（第6条各号のいずれかに該当する場合を除く。）においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、傷病又は死亡による退職の場合でその在職期間が6月以上1年未満のとき及び整理退職の場合で1年未満のときには、これを1年とする。

（退職手当の支給制限）

第6条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 就業規則第57条に規定する懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) その他理事長が退職手当を支給しないことが適当と認める者
- 2 前項に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合は、退職手当の一部を支給しないことができる。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第7条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する額は退職手当として支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数に

よって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第10条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当等は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、退職手当の支給を受ける者が既に退職手当の支給を受けている場合においては、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた退職手当の額以下であるときは、前項ただし書の規定による退職手当は支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対し、まだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第11条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、公示送達の方法による。

(退職手当の返納)

第12条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全額を返納させることができる。

(その他)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(法人移行職員に係る在職期間の計算)
- 2 法人の設立の日において地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により府中市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）の在職期間について、府中市職員に対する退職手当に関する条例（昭和31年府中市条例第8号）の規定による勤続期間を法人職員としての引き続いた在職期間とみなす。
(法人移行職員の退職手当の特例)
- 3 法人移行職員について、第3条の規定により算定する退職手当の額が平成24年3月31日現在における府中市職員に対する退職手当に関する条例により算定した退職手当の額を下回る場合は、その差額をこの規程による退職手当の額に加算して支給する。法人移行職員で、雇用保険の給付を受けることができないもの並びに共済年金及び雇用保険の併給調整により雇用保険の給付を受けないものの退職手当については、この規程の規定に関わらず、府中市職員に対する退職手当に関する条例等により算定した額に相当する額を支給する。ただし、当該額がこの規程の規定により算定した額を下回る場合は、この規程の規定により算定した額を支給する。
(広島県厚生連からの転籍者の退職手当の特例)
- 4 広島県厚生農業協同組合連合会（この項及び次項において「広島県厚生連」という。）からの転籍者に係る退職手当の額は、次の各号のいずれか多い方の額とする。
 - (1) 勤続期間を第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間（次号において「法人職員としての引き続いた在職期間」という。）として、第3条の規定により算定した額
 - (2) 勤続期間を法人職員としての引き続いた在職期間に広島県厚生連職員としての引き続いた在職期間を加えたものとした場合の支給月数から、勤続期間を広島県厚生連職員としての引き続いた在職期間とした場合の支給月数を差し引いた月数を支給月数として、第3条の規定により算定した額
(広島県厚生連からの出向者の退職手当)
- 5 広島県厚生連からの出向者については、この規程を適用しない。

附 則（平成26年2月25日理事会承認）

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 3 0 日理事会承認）
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 4 日理事会承認）
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

勤続期間	退職事由	
	自己都合以外	自己都合
	支給月数	支給月数
1 年	1.0	0.4
2 年	2.0	0.8
3 年	3.0	1.2
4 年	4.0	1.6
5 年	5.0	3.0
6 年	6.0	3.6
7 年	7.0	4.2
8 年	8.0	4.8
9 年	9.0	5.4
1 0 年	10.0	6.0
1 1 年	12.0	7.8
1 2 年	13.5	8.775
1 3 年	15.0	9.75
1 4 年	16.5	10.725
1 5 年	18.0	11.7
1 6 年	20.0	14.0
1 7 年	22.0	15.4
1 8 年	24.0	16.8
1 9 年	26.0	18.2
2 0 年	29.0	21.75
2 1 年	31.0	24.8
2 2 年	33.0	26.4
2 3 年	35.0	28.0
2 4 年	37.0	29.6
2 5 年	40.0	32.0
2 6 年	42.0	33.6

27年	43.5	34.8
28年	45.0	36.45
29年	47.0	38.07
30年	49.0	39.69
31年	51.0	40.8
32年	53.0	42.4
33年	55.0	44.0
34年	57.0	45.2
35年	58.0	46.4
36年	58.0	47.6
37年	58.0	48.8
38年	58.0	50.0
39年	58.0	51.2
40年	58.0	52.4
41年	58.0	53.6
42年	58.0	54.8

別表第2（第4条関係）

区分	事務職給料表		医療職（一） 給料表		医療職（二） 給料表		医療職（三） 給料表		福祉職給料表	
	職務 の級	級別の 職務	職務 の級	級別の 職務	職務 の級	級別の 職務	職務 の級	級別の 職務	職務 の級	級別の 職務
第1号										
第2号										
第3号										
第4号	7級	事務長 等	3級、 4級	院長、副 院長、医 長等			6級	看護部 長等		
第5号	6級	課長等	2級	医長、医 員等	6級	科長等	5級	看護師 長等	4級	科長等
第6号	5級	係長等	1級	医員等	5級	主任等	4級	主任等	3級	主任等
第7号	4級	主任等			4級、 5級	薬剤師 等	4級	看護師 等	3級	介護福 祉士等

第8号	3級	主任主事等			3級	薬剤師等	3級	看護師等	2級	介護福祉士等
第9号	1級、2級	主事等			1級、2級	薬剤師等	1級、2級	看護師等	1級	介護福祉士等